

⇨ 平成16年3月決算法人の留意点

Q : 平成16年3月決算法人の法人税の申告書を作成していますが、留意点があれば教えてください。

A : 少額減価償却資産の損金算入制度や交際費課税等にご留意下さい。

【解説】

今期の申告から新たに適用される制度には、次のようなものがあります。

- ① 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度
試験研究費の総額に試験研究割合に応じた税額控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除することができます。
- ② IT投資促進税制 青色申告法人が一定の期間内に情報通信機器等を取得等し、事業の用に供した場合には、取得価額の50%の特別償却と10%の特別税額控除とを選択適用できます。
- ③ 少額減価償却資産の損金算入の特例 中小企業者等が取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得等し、事業の用に供した場合には、損金経理を要件に、その経理した金額を損金の額に算入できます。

また、次のような制度には緩和措置が講じられています。注意して下さい。

- ① 同族会社の留保金課税の不適用 同族会社のうち一定のもので、前事業年度終了時の自己資本比率が50%以下である法人については、留保金課税が適用されません。
- ② 交際費等の損金不算入制度の緩和 定額控除の対象法人が拡充され、さらに損金不算入割合が20%から10%に低減されました。

